

名取川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 蔵王国定公園、二口峡谷等の県立公園、磐司岩、秋保大滝等の景勝地や井土浦などの豊かで貴重な自然環境が存在
- ・ 流域の地形、地質、気候、年間降水量

(流域の自然環境)

- ・ 上流部は、イワナやヤマメ、カジカなど水質清澄な水域を好む魚類やクマタカが生息
- ・ 中流部は、ヤマメやカジカのほか、アユやウグイが生息
- ・ 下流部の高水敷は、公園やグラウンドが整備され、典型的な都市河川の様相。河川にはボラやハゼ科魚類などの汽水魚、海水魚が生息
- ・ 河口部左岸の井土浦は、「日本の重要湿地 500」に選定されるなど、塩沼地や砂丘が保全。また、ヒヌマイトトンボや付近の防風林ではオオタカを確認

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 1600 年代に阿武隈川～名取川間、明治初期には名取川～七北田川間の全長 28.9km にわたる貞山堀を開削。現在は南貞山運河、中貞山運河、北貞山運河と称し一級河川として管理
- ・ 昭和 16 年に碁石川筋に釜房ダムを計画
- ・ 昭和 25 年 8 月の計画高水流量を大幅に上回る未曾有の洪水により、昭和 29 年に第 1 次改定計画を策定
- ・ 大倉ダムの建設及び釜房ダム計画を再検討し、昭和 37 年に計画を改定

- ・ 昭和 41 年 1 級河川の指定に伴い、第 2 次改定計画を踏襲した工事実施基本計画を策定
- ・ 昭和 60 年に、流域の社会的、経済的發展に鑑み、工事実施基本計画を改定
- ・ 近年においても、昭和 61 年 8 月洪水、平成 6 年 9 月洪水、平成 14 年 7 月洪水と相次いで洪水が発生し、下流部で浸水被害が発生
- ・ 昭和 53 年 6 月の宮城県沖地震ではマグニチュード 7.4 を記録し、死者 27 人、全半壊住宅 7,500 戸の被害が発生
- ・ 砂防工事については、昭和 9 年度に川崎町の立野川支流北沢において砂防指定地を告示。昭和 47 年度には急傾斜地崩壊危険区域を指定し、土砂災害危険箇所の対策工事を推進

(河川水の利用)

- ・ 約 7,500ha に及ぶ耕地のかんがい用水、仙塩地区^{せんえん} 3 市 1 町で最大約 5.0m³/s の水道用水、工業用水の補給
- ・ 発電用水として明治 21 年に運転開始された三居沢^{さんきよざわ}発電所を初め、7 ヶ所の発電所で最大出力 12,600kW の発電に利用

(水質)

- ・ 名取川本川及び支川広瀬川とも近年はほぼ環境基準を満足

(河川の利用)

- ・ 仙台市の中心市街地を貫流する貴重な水と緑のオープンスペースとして周辺の公園整備等と相まった親水空間として利用
- ・ 八本松^{はっぽんまつ}付近の「広瀬川水辺の楽校」では、子供達が川を通して自然学習を体験できる水辺が整備
- ・ 高水敷では芋煮会や市民団体等が開催するイベント、水面では灯籠流し、アユ釣りなどの利用

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 名取川の豊かで貴重な河川環境と河川景観を保全、継承
- ・ 関係機関や流域住民と連携・調整を図りながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため、流域一体で取り組む
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う

ア. 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・ 河道状況や沿川の土地利用等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じる
- ・ 豊かで貴重な自然環境に配慮しながら、堤防の新設、拡築及び河道掘削を行い河積を増大
- ・ 支川の合流部や河口部等において洪水の安全な流下、河床の安定を図るため、洪水時の水位の縦断変化等について継続的な調査観測を実施
- ・ 気象予測の情報技術の進展、水文観測や流出解析精度の向上等を踏まえた、より効果的な洪水調節の実施と総合的な運用により既設洪水調節施設の治水機能向上を図る
- ・ 内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施
- ・ 名取川の広瀬川合流点から上流部においては、洪水調節によって河道への負担を低減させる。河道の整備にあたっては、自然環境に配慮
- ・ 名取川の広瀬川合流点から河口までの下流部においては、洪水調節によって河道への負担を低減させ、堤防の拡築及び河道掘削による河積の拡大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 支川広瀬川においては、洪水調節によって河道への負担を低減させ、堤

防の拡築及び河道掘削による河積の拡大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下。河道掘削にあたっては仙台市中心部における水辺空間をできる限り維持

- ・ 名取川河口部においては、堤防の新設、河道掘削により計画規模の洪水を安全に流下。河道の整備にあたっては、井土浦及び貞山運河周辺の豊かで貴重な自然環境、景観、史跡等に配慮

(河川管理施設の管理、ソフト対策)

- ・ 河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
- ・ 河道内の樹木については、計画的な伐採等適正に管理
- ・ 土砂、流木管理については、治山と治水の一体的整備
- ・ 地震・津波防災を図るため、堤防の耐震対策等を講ずるとともに、防災拠点等の整備
- ・ 土砂防災を図るため、土砂対策を講ずるとともに、ソフト対策を組み合わせた効率的・実効性の高い対策を推進
- ・ 計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減するため、氾濫形態等を踏まえた必要な対策を実施
- ・ 超過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本支川及び上下流のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・ 既設ダム群の有効活用や連携を図り、新たな水資源開発を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用を促進
- ・ 渇水時の被害を軽減するため、情報提供等の体制整備や水融通の円滑化など、関係機関等と連携して推進

ウ. 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・ 名取川の流が生み出す良好な河川景観を保全するとともに、多様な動植物が生息・生育する豊かで貴重な自然環境を次世代に引き継ぐ
- ・ 河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域と連携しながら川づくりを推進

(動植物の生息地・生育地の保全)

- ・ 中流部の広瀬川では、多様な生物の生息場となるワンドや瀬・淵、ヤナギ林や抽水植物群落の保全
- ・ 下流部においても、ヤナギ林をはじめ、樹林、草地の連続性の保全
- ・ 典型的なラグーン（潟湖）が見られる河口部左岸の井土浦は、多様な汽水魚、海水魚が生息し、ハマナスやアイアシなどの貴重な砂丘植物、抽水植物が分布する良好な自然環境並びに景観の維持
- ・ 河川内の改変に伴う裸地化の防止や、地域住民や関係機関と連携しながら、アレチウリなどの外来種の拡大の防止

(良好な景観の維持・形成)

- ・ 良好な景観資源の保全・活用を図る

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・ 生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた名取川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、歴史、文化、環境学習ができる場、芋煮会などの市民の利活用場の整備保全

(水質)

- ・ 関係機関や地域住民と連携・調整を図りながら水質改善に努める

(河川敷地の占用及び工作物の設置・管理)

- ・ 治水・利水・河川環境との調整を図る

(モニタリング)

- ・ 環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・ 河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実
- ・ 住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進

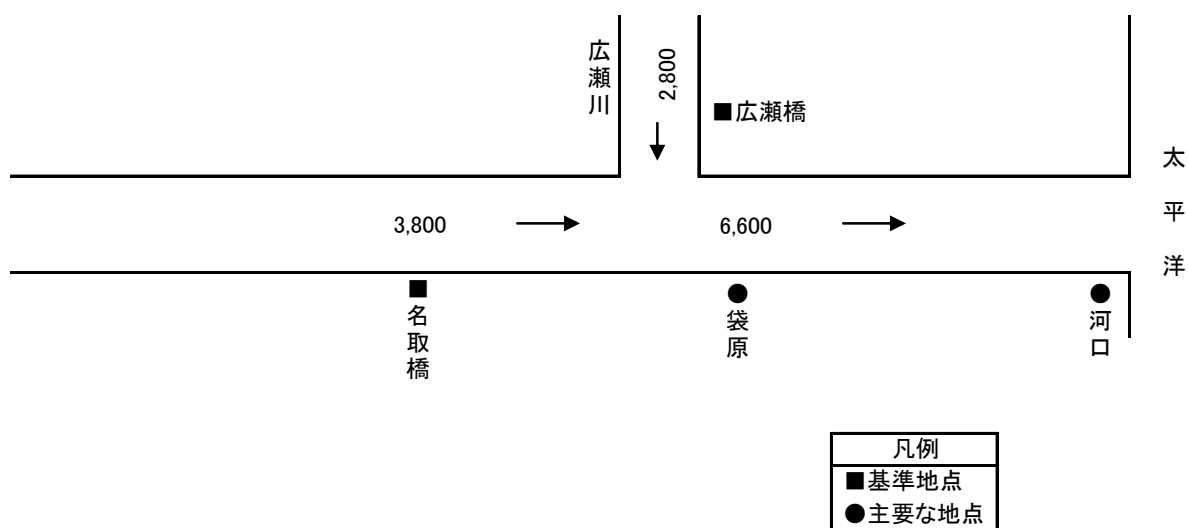
2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

表-1 基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調整流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
名取川	名取橋	4,700	900	3,800
広瀬川	広瀬橋	4,000	1,200	2,800

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項



名取川計画高水流量図 (単位： m^3/s)

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形にかかる川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口または合流点からの距離(km)※	計画高水位 T. P. (m)	川 幅 (m)
名取川	名取橋	7.6	9.96	470
	袋原	5.2	7.00	550
	河口	0.0	計画高潮堤防高 6.00	470
広瀬川	広瀬橋	3.6k+100m	14.11	130

注) T. P. 東京湾中等潮位

※) 基点からの距離

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量

地点名	流水の正常な機能を維持するため概ね必要な流量 (m ³ /s)		
	9月～10月	左記以外	維持すべき対象
名取橋	2.5	2.0	動植物の保護・漁業、水質、景観、など
広瀬橋	2.5	2.0	動植物の保護・漁業、水質、景観など

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用の変更に伴い、当該流量は増減するものである。